

屋久島町農業委員会の委員募集応募要項

1 募集をする委員の名称及び募集人数

- (1) 屋久島町農業委員 14人
(2) 屋久島町農地利用最適化推進委員

地区番号	その地区の区域	定員
1	口永良部島, 永田, 吉田, 一湊, 志戸子	2名
2	宮之浦, 楠川, 榑川, 小瀬田, 長峰	2名
3	永久保, 船行, 松峯, 安房, 春牧, 平野	2名
4	高平, 麦生, 原, 尾之間	2名
5	小島, 平内, 湯泊, 中間, 栗生	2名

2 推薦及び募集期間

令和5年2月6日(月)から令和5年3月3日(金)まで

3 推薦及び募集の資格

次のいずれにも該当する方

- (1) 町内に住所を有する者。ただし農業委員については、特別な事情がある場合はその限りではありません。
(2) 町が設置する他の執行機関(教育委員、固定資産評価審査委員)の委員でない者
(3) 農業に識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者

4 推薦及び応募に係る手続き

この要項の指定様式に必要な事項を記入し、持参又は郵送により、屋久島町農業委員会事務局までご提出ください。

なお、推薦及び応募に係る書類は返却できませんのでご了承ください。

- (1) 推薦及び応募様式
- ・個人が推薦する場合 → 第1号様式
 - ・法人又は団体が推薦する場合 → 第2号様式
 - ・応募する場合 → 第3号様式

- (2) 応募用紙の入手方法

役場本庁及び各支所、出張所の窓口に備えてあります。また屋久島町ホームページからもダウンロードできます。

5 推薦・募集に応じた者の公表等

規定により募集の期間中及び終了後に推薦を受けた者及び募集に応じた者の氏名、職業、年齢等を屋久島町ホームページ上及び役場前掲示板にて公表します。

6 候補者の選考

農業委員候補者については、委員候補者選考委員会を設けて候補者を選定します。
また、農地利用最適化推進委員候補者については、農業委員会が選定します。
なお、それぞれの委員候補者について、期日を決めて面接を実施する場合があります。

7 選考結果

選考の結果は、令和5年3月下旬に推薦者又は応募者に対して通知する予定です。

8 任期

- | | |
|-----------------|---------------------|
| (1) 農業委員 | 令和5年7月20日～令和8年7月19日 |
| (2) 農地利用最適化推進委員 | 令和5年7月20日～令和8年7月19日 |

9 職務

(1) 農業委員

農業委員は農地法等によりその権限に属する業務を行うとともに、農地等の担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進といった農地等の利用最適化の業務を行います。総会は、基本的には毎月1回（毎月25日前後）の開催となります。また、必要に応じ研修会等も出席していただく場合があります。

(2) 農地利用最適化推進委員

屋久島町全域の中の各担当地域について、農業委員と密接に連携し、担い手への農地の利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等の担当地域における現場活動を中心とする業務を行います。又、農業委員会の総会に出席し報告等をしていただきます。また、必要に応じ研修会等にも出席していただく場合があります。

10 身分及び報酬額

いずれも地方自治法第203条の2に規定する特別職の非常勤職員で、報酬及び費用弁償額ならびに支給方法に関する条例に基づき報酬等を支給します。

11 推薦及び募集の問い合わせ先

〒891-4207

鹿児島県熊毛郡屋久島町小瀬田 849 番地 20

屋久島町農業委員会事務局（役場本庁舎 2 階 産業振興課内）

電話 0997-43-5900 内線 251

FAX 0997-43-5905